

第9回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち書面交付請求に基づく交付書面に記載しない事項)

事業報告

直前3事業年度の財産及び損益の状況

主要な事業内容

主要な営業所

使用人の状況

主要な借入先の状況

その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式の状況

新株予約権等の状況

責任限定契約の内容の概要

社外役員に関する事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社の支配に関する基本方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

連結計算書類

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

連結計算書類に係る会計監査報告

株式会社Kaizen Platform

上記事項につきましては、法令及び定款15条の定めにより、書面交付請求に基づき交付する書面には記載しておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (2022年12月期)	第 7 期 (2023年12月期)	第 8 期 (2024年12月期)	第 9 期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売 上 高(千円)	2,667,797	4,343,141	4,523,816	4,354,800
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△127,314	11,603	6,449	38,664
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 又 は 親 会 社 株 主 に 帰 属 (千円) す る 当 期 純 損 失 (△)	△285,792	△21,696	△171,975	29,815
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△)	△17.23	△1.29	△10.17	1.75
総 資 産 (千円)	5,236,512	4,369,488	4,418,499	4,269,618
純 資 産 (千円)	3,280,758	3,190,523	2,957,472	2,983,182
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	190.55	186.86	174.36	175.35

(注) 第7期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第6期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。なお、第6期の連結損益計算書に与える影響はありません。

(5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

事業区分	事業内容
プロフェッショナルセグメント	プロフェッショナルセグメントは、コンサルティング、クリエイティブ制作、BPO (注2)、SESなどの専門サービスを通じて、企業のDX (注3) 推進を総合的に支援しております。
クラウドセグメント	クラウドセグメントは、当社独自のクラウドサービスを通じて、Webサイトや業務ツール、コミュニケーションプラットフォーム上での顧客体験の最適化を支援しております。

(注1) 当連結事業年度より、報告セグメントを従来の「グロース」「トランスフォーメーション」の区分から、「プロフェッショナル」「クラウド」に変更しております。「プロフェッショナル」セグメントは、旧「グロース」セグメントのクラウド関連サービス以外及び、旧「トランスフォーメーション」セグメントから構成されており、「クラウド」セグメントは、旧「グロース」セグメントのクラウド関連サービスによって構成されております。

(注2) Business Process Outsourcingの略称であり、企業の業務プロセス・運営を一括して外部企業へ委託すること。

(注3) Digital Transformationの略称であり、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズをもちに、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

(6) 主要な営業所 (2025年12月31日現在)

① 当社

本 社	東京都港区
-----	-------

② 子会社

Kaizen Platform USA, Inc.	本社 (アメリカ合衆国)
株式会社 ディーゼロ	本社 (福岡県福岡市)
株式会社 Kaizen Tech Agent	本社 (東京都港区)

(注) 2025年11月1日付で、株式会社ハイウェルは、商号を株式会社Kaizen Tech Agentに変更しております。

(7) **使用人の状況** (2025年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
プロフェッショナルセグメント	109名	6名増
クラウドセグメント		
その他	23名	1名減
合計	132名	5名増

(注1) 上記には、臨時従業員（派遣社員、パートタイマー及びアルバイトなど）は含んでおりません。

(注2) プロフェッショナルセグメント及びクラウドセグメントにおいては、セグメントごとの経営組織体系を有していないため、同一の従業員が各々の事業に従事しています。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
49名	2名増	41.6歳	4.3年

(注) 上記には、臨時従業員（派遣社員、パートタイマー及びアルバイトなど）は含んでおりません。

(8) **主要な借入先の状況** (2025年12月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	314,324千円

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 55,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 17,016,481株 |
| ③ 株主数 | 6,639名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
須 藤 憲 司	3,033,300 株	17.83%
株 式 会 社 S B I 証 券	2,108,900	12.40
楽 天 証 券 株 式 会 社	1,213,700	7.13
株 式 会 社 ハ ッ ク 思 考	900,000	5.29
石 橋 利 真	668,700	3.93
大 日 本 印 刷 株 式 会 社	400,000	2.35
Y J 2 号 投 資 事 業 組 合 業 務 執 行 組 合 員 Z V e n t u r e C a p i t a l 株 式 会 社	264,708	1.56
榮 井 徹	158,000	0.93
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO	143,800	0.85
株 式 会 社 証 券 ジ ャ パ ン	130,000	0.76

(注) 持株比率は自己株式(4,111株)を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く）	16,000 株	2名
社 外 取 締 役	2,000	2

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、招集ご通知 事業報告「2. (3) ④取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第10回新株予約権	第15回新株予約権	第17回新株予約権
発 行 決 議 日	2019年8月30日	2020年3月27日	2020年8月31日
区 分 及 び 保 有 者 数	当社取締役 1名 (社外取締役を除く)	当社取締役 2名 (社外取締役を除く)	当社取締役 3名 (うち社外取締役 1名)
新 株 予 約 権 の 数	50,000個	100,000個	45,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 50,000株	普通株式 100,000株	普通株式 45,000株
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償
新株予約権の行使価格	80円	89円	1,150円
権 利 行 使 期 間	2021年9月1日から 2029年8月30日まで	2022年3月28日から 2030年3月27日まで	2022年9月1日から 2030年8月31日まで
主 な 行 使 の 条 件	(注)	(注)	(注)

(注) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社の従業員、役員、または顧問のいずれの地位を喪失した場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務執行を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、免責するものとしております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役杉山 全功氏は、(株)ROXXの社外取締役及び(株)アクセルスペースホールディングスの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。なお、2025年6月をもって地盤ネットホールディングス(株)の社外取締役を退任しております。
- ・取締役杉之原 明子氏は、スローガン(株)の社外取締役及び特定非営利活動法人みんなのコードの代表理事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・常勤監査役小田 香織氏は、(株)グッドコムアセットの社外取締役及びPRONI(株)の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役林 依利子氏は、依利法律事務所の所長、ロート製薬(株)の社外取締役及びERIO(同)の代表社員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役今井 智一氏は、(株)ラバブルマーケティンググループの社外監査役、(株)フィネスコンサルティングの代表取締役、法律事務所碧の代表弁護士及び(株)働楽ホールディングスの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 杉山 全功	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席いたしました。これまでの豊富な事業経験から、取締役会において、事業推進に関する議論に参画し、経営全般にわたる意思決定の妥当性及び適正性確保のための発言を行っております。
取締役 杉之原 明子	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席いたしました。取締役会において、事業推進に関する議論に参画し、経営全般にわたる意思決定の妥当性及び適正性確保のための発言を行っております。
監査役 小田 香織	当事業年度に開催された取締役会には19回中19回、監査役会には14回中14回出席いたしました。これまでの豊富な監査役経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べております。監査役として、適宜、会社に対して課題の提議を行っております。
監査役 林 依利子	当事業年度に開催された取締役会には19回中18回、監査役会には14回中14回出席いたしました。これまでの弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べております。監査役として、適宜、会社に対して課題の提議を行っております。
監査役 今井 智一	当事業年度に開催された取締役会には19回中18回、監査役会には14回中14回出席いたしました。これまでの弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べております。監査役として、適宜、会社に対して課題の提議を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	47,880千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47,880

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外を委託しておりません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンスガイドラインを定め、当社の取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。
- ロ. 内部監査責任者はコンプライアンスの状況を定期的に監査するものとし、その監査結果については、代表取締役に報告を行います。
- ハ. 当社のモニタリング機能の一環として、社外窓口（顧問弁護士事務所内）を含む、コンプライアンス・ホットライン（内部通報制度）を設置し、コンプライアンス上、疑義のある行為の把握を行う体制を構築します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る情報は、文書保管管理規程の定めその他、法令に従い適切に保存・管理を行う体制を構築しています。
- ロ. 取締役及び監査役から要請があった場合は、適時閲覧可能な状態を維持しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 社内諸規程に基づき業務運営を行う体制を整備し、取締役及び使用人が自己の業務分掌及び職務権限に応じた業務運営を行うことによりリスク管理を行う体制を構築しています。
- ロ. リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程を整備しております。リスク管理規程に基づき、代表取締役はリスクの発生に備え、発生時に即時に対応できる体制を策定し、当社全体に周知しています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 原則毎月1回取締役会を開催し、関係法令、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき、経営に関する重要事項についての決定を迅速に行うとともに、取締役は、職務の執行状況について適宜報告しています。
- ロ. 取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるための牽制機能を期待し、取締役会には当社と利害関係を有しない社外取締役が在籍しています。
- ハ. 執行役員制度を設け、職務執行の効率性を確保しています。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
親会社及びその子会社等との取引については法令に従い適切に行うとともに、親会社が策定する関係会社管理規程に基づき、親会社に適宜・適時な報告を行う体制を整備し、親会社との連携を図っています。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ. 監査役職務の補助については、必要に応じて内部監査責任者、法務担当者が適宜対応しています。
- ロ. 監査役より補助使用人配置の求めがあるときは監査役と協議の上、適切に対応します。
- ハ. この補助使用人の異動には監査役の同意を得ます。またその人事評価は監査役が行います。
- 二. 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けないものとします。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社及び子会社の取締役又は使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、発見次第速やかに監査役に対して報告を行います。
- ロ. 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを保障します。
- ハ. 内部監査実施状況、コンプライアンス違反に関する通報状況及びその内容を速やかに監査役に報告する体制を整備します。
- ⑧ その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査の実施にあたり監査役が必要と認める場合、弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障します。
- ロ. 取締役及び内部監査責任者は、監査役職務遂行に必要な情報を適宜に提供するとともに、意見交換等により連携を図っています。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制とします。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を維持するため、経理業務に関する諸規程を定め、継続的に必要な是正を行っています。
- ⑪ 反社会的勢力に向けた基本的な考え方とその整備状況
- イ. 「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力とは、業務上の取引関係を含めて、一切の関係を持つことのないよう努めます。また、反社会的勢力等からの不当要求等は拒絶します。
 - ロ. 反社会的勢力からの不当要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、会社組織全体として対応します。また、反社会的勢力からの不当要求等に対応する役職員の安全を確保します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス

法令遵守体制の点検・強化を推進するため、コンプライアンスガイドラインに基づきコンプライアンス委員会を設置しております。原則として半年に1回開催し、当事業年度は2回開催いたしました。コンプライアンス違反行為の発生を防止するとともに、違反事項の調査等を行っております。また、社外窓口（顧問弁護士事務所内）を含むコンプライアンスホットライン（内部通報制度）を設置し疑義のある行為の把握を行う体制を整えております。

② リスク管理

リスク管理規程に基づき、代表取締役が指揮し取締役会と連帯しリスクの発生に備え発生時に即時に対応できる体制を策定し、当社全体に周知しております。

③ 子会社経営管理

子会社の経営管理につきましては、関係会社管理規程に基づき、所管部署において経営管理体制の整備・統括を実施し、当社への事前承認を要する事項や報告を要する事項の把握も行っております。また、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正性を確保しております。子会社から財務状況及びその他事項の状況につきましては、月次の定例会で把握を行い、必要に応じて代表取締役へ報告しております。

④ 取締役の職務執行

取締役会規程に基づき、定時取締役会を月1回開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要な事項の決議を行うとともに、社外取締役から積極的な発言が行われる機会を設けることで、監督機能を強化しております。社内規程で定められた決裁権限に従い、慎重かつ機動的な意思決定を行いました。なお、当事業年度におきましては、取締役会を19回開催しております。

⑤ 監査役の職務執行

監査役会規則に基づき、定時監査役会を月1回開催したほか、常勤監査役が取締役会をはじめ、執行役員会等重要な会議へ出席し、代表取締役、取締役、執行役員、内部監査担当者、法務担当者、役職員等との間で意見及び情報交換を行うことで、監査体制の強化を図りました。なお、当事業年度におきましては、監査役会を14回開催しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、基本方針及び買収防衛策につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当等については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当の実施をしていくことを基本方針としております。しかしながら、事業も成長段階にあることから内部留保が重要であると考え、配当を行っておらず、今後の配当実施可能性及び実施時期については未定であります。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,580,365	流動負債	772,389
現金及び預金	2,966,703	買掛金	350,676
受取手形、売掛金及び契約資産	504,113	1年内返済予定の長期借入金	202,412
仕掛品	14,294	未払金	60,004
前払費用	72,371	未払費用	58,143
その他	29,276	未払法人税等	19,452
貸倒引当金	△6,394	未払消費税等	14,669
固定資産	689,253	前受金	51,344
有形固定資産	24,241	預り金	15,102
建物	4,304	その他	583
車両運搬具	1,644	固定負債	514,047
工具、器具及び備品	16,746	長期借入金	514,047
その他	1,546	負債合計	1,286,436
無形固定資産	464,364	(純資産の部)	
ソフトウェア	3,132	株主資本	2,634,329
のれん	461,223	資本金	1,777,072
その他	8	資本剰余金	3,532,271
投資その他の資産	200,647	利益剰余金	△2,674,938
投資有価証券	112,361	自己株式	△76
繰延税金資産	44,956	その他の包括利益累計額	348,853
敷金及び保証金	37,988	その他有価証券評価差額金	486
その他	5,340	為替換算調整勘定	348,367
資産合計	4,269,618	純資産合計	2,983,182
		負債純資産合計	4,269,618

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,354,800
売上原価	2,958,030
売上総利益	1,396,770
販売費及び一般管理費	1,367,573
営業利益	29,196
営業外収益	
受取利息	18,556
投資事業組合運用益	6,711
保険料解約返戻金	2,301
その他	2,843
営業外費用	
支払利息	12,577
為替差損	769
支払手数料	6,723
その他	874
経常利益	38,664
特別利益	
固定資産売却益	218
税金等調整前当期純利益	38,883
法人税、住民税及び事業税	14,175
法人税等調整額	△5,107
当期純利益	29,815
親会社株主に帰属する当期純利益	29,815

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から)
(2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,773,804	3,529,004	△2,704,754	△67	2,597,987
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行	2,712	2,712			5,424
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	555	555			1,110
自 己 株 式 の 取 得				△9	△9
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			29,815		29,815
株主資本以外の項目の当連結会 計 年 度 変 動 額 (純 額)					
当連結会計年度変動額合計	3,267	3,267	29,815	△9	36,341
当連結会計年度末残高	1,777,072	3,532,271	△2,674,938	△76	2,634,329

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算定	その他の 包括利 益計 額合計	
当連結会計年度期首残高	-	359,484	359,484	2,957,472
当連結会計年度変動額				
新株の発行				5,425
新株の発行 (新株予約権の行使)				1,110
自己株式の取得				△9
親会社株主に帰属する 当期純利益				29,815
株主資本以外の項目の当連結会 計年度変動額(純額)	486	△11,117	△10,631	△10,631
当連結会計年度変動額合計	486	△11,117	△10,631	25,709
当連結会計年度末残高	486	348,367	348,853	2,983,182

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・主要な連結子会社の名称
Kaizen Platform USA, Inc.
株式会社ディーゼロ
株式会社Kaizen Tech Agent

② 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

以下の連結子会社の決算日は7月末日であり、連結決算日との差異が3ヶ月を超えることから、10月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

株式会社ディーゼロ

以下の連結子会社の決算日は10月末日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた連結子会社間の重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

株式会社Kaizen Tech Agent

以下の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

Kaizen Platform USA, Inc.

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

・ 関係会社株式 移動平均法による原価法

・ その他有価証券 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業組合に対する出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分を純額で取り込む方法によっております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法によっております。

ただし、建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2年～8年

ロ. 無形固定資産

・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（3年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要なセグメントにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. プロフェッショナルセグメント

プロフェッショナルセグメントとしてコンサルティング、クリエイティブ制作、BPO、SESなどの専門サービスを通じて、企業のDX推進を総合的に支援しております。

当セグメントにおける提供サービスは主として施策実行体制や制作体制を履行割合型の準委任契約で役務提供するものとなります。履行割合型の準委任契約による取引については、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

一部のWebサイト制作や動画制作は成果完成型の準委任契約または請負契約での役務提供となっております。成果完成型の準委任契約または請負契約による取引については、制作物を顧客へ引き渡すことが履行義務であり、制作物の納品時点で収益を認識しております。なお、動画制作やWebサイト制作においては、一定の期間にわたり履行義務が充足されるものと判断しておりますが、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いことから、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ロ. クラウドセグメント

クラウドセグメントとして、当社独自のクラウドサービスを通じて、Webサイトや業務ツール、コミュニケーションプラットフォーム上での顧客体験の最適化を支援しております。

当セグメントにおける提供サービスはクラウドサービスや成果報酬型サービスを期間に応じて準委任契約で役務提供するものとなります。契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、時間の経過や利用従量及び成果の発生に応じて履行義務が充足されると判断し月次で収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算

外貨建て金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場より円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

ロ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

・ のれんの評価に係る見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	461,223千円
-----	-----------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

事業計画から算出した将来キャッシュ・フローの累積額と投資額を比較し、概ね10年で投資の回収がなされることから、のれんの償却期間を10年と見積っております。

② 主要な仮定

将来キャッシュ・フローは、将来の事業計画を基礎としており、UX/DX市場の成長及び新規受注金額の見込みを考慮した売上高成長率を主要な仮定としております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である事業計画における売上高の増加について、予測不能な前提条件の変化により当初の見積りを下回る場合には、将来キャッシュ・フローの見直しを通じて、のれんに係る減損損失が計上される可能性があります。

・繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
繰延税金資産（株Kaizen Platformに係るもの） 38,816千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来の課税所得の十分性及びタックス・プランニング等に基づいて、税務上の繰越欠損金の課税所得との相殺により回収可能性を判断し、将来の税金負担額を軽減することが認められる範囲内で計上しております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、当該事業計画に含まれる将来の売上高の予測や費用の見込みにあたっては、UX/DX市場の成長及び新規受注金額の見込みを考慮した売上高成長率を主要な仮定としております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である事業計画における売上高の増加について、予測不能な前提条件の変化により当初の見積りを下回る場合には、将来の課税所得の見直しを通じて、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 56,292千円

(2) 財務制限条項

①当社の長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）のうち314,324千円及びコミットメントライン契約の500,000千円について以下の財務制限条項が付されております。

イ. 各四半期末日時点における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直近の期末決算数値比75%以上に維持すること。

ロ. 初回決算以降各年度の末日における連結の損益計算書上の営業利益が2期連続して損失とならないようにすること。

②当社のコミットメントライン契約の100,000千円について以下の財務制限条項が付されております。

各四半期末日時点における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直近の期末決算数値比75%以上に維持すること。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 17,016,481株

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 720,405株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金を銀行借入により調達しております。資金運用については手許資金及び定期預金により行っております。デリバティブ取引については行っておりません。

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産に係る顧客の信用リスクは、新規取引時の与信検討及びその後のモニタリングによりリスク低減を図っています。また、外貨建て営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は投資事業組合への出資金であり、組合の投資先企業の事業リスクや財務リスク等の内的なリスクと株式市場の市況や規制等の状況変化等の外的なリスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日です。

在外取引先に対する外貨建ての未払金は、為替の変動リスクに晒されております。

長期借入金は、運転資金の確保及びM&A等に必要な資金の調達を目的としております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、買掛金並びに未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金を含む)	716,459千円	711,176千円	△5,282千円
負債計	716,459千円	711,176千円	△5,282千円

(注) 1. 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額
投資事業組合出資金 (投資有価証券)	112,361千円

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,966,703千円	—	—	—
受取手形、売掛金及び 契約資産	504,113千円	—	—	—
合計	3,470,817千円	—	—	—

4. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金 (1年以内返済 予定の長期借入 金を含む)	202,412	198,252	182,012	128,400	5,383	-
合計	202,412	198,252	182,012	128,400	5,383	-

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金を含む)	－	711,176	－	711,176

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金を含む)

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は顧客との契約から生じる収益であり、当社グループの事業区分別に分解した内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	事業区分		連結計算書類 計上額
	プロフェッショナル	クラウド	
売上高			
一時点で移転される財	843,848	－	843,848
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	3,064,890	446,061	3,510,952
顧客との契約から生じる収益	3,908,739	446,061	4,354,800
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	3,908,739	446,061	4,354,800

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〔(5)会計方針に関する事項④収益及び費用の計上基準〕に記載のとおりであります。

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約資産（期首残高）	33,430
契約資産（期末残高）	39,190
契約負債（期首残高）	36,135
契約負債（期末残高）	51,344

- (注) 1. 契約資産は、主に施策実行体制や制作体制を履行割合型の準委任契約で役務提供するサービスの販売に係る収益に関するものであります。当該収益の対価の受領は顧客が検収した時点であるため、進捗度に応じて収益を認識した場合における未請求売掛金を契約資産として認識しております。
2. 契約負債である前受金は、顧客から契約期間分の料金を一括で受領すること等による前受金で、サービス提供期間にわたり売上高への振替がなされます。
3. なお、当社グループでは、主に当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、個別の契約が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 175円35銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 1円75銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

(子会社の設立)

当社は、2025年11月27日開催の取締役会において、以下のとおり子会社の設立を決議し、2026年1月30日に設立いたしました。

(1) 設立の目的

近年、DXおよびAI領域において、当社のコンサルティングサービスは継続的に強い需要を受けており、特に事業会社のDX推進における戦略立案から実行支援まで一貫して伴走する支援について、中長期的な成長が続いております。市場環境においても、AI・DX投資が「一過性」ではなく「構造的需要」に転換していること、さらにAI技術の急速な進展により、企業側の実行・定着フェーズまで支援できる外部パートナーの重要性が高まり、強い需要を確認しています。

こうした状況を踏まえ当社は、専門性（AI・DX）と実行力（伴走・運用支援）を兼ね備えた新たなコンサルティングに最も適した組織体制を早期に構築し、成長を加速させるため、子会社「株式会社Kaizen AIX Consulting」を設立いたしました。

(2) 子会社の概要

名称	株式会社Kaizen AIX Consulting
所在地	東京都港区白金一丁目27番6号白金高輪ステーションビル10F
代表者の役職・氏名	代表取締役 須藤 憲司
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・ AIを前提としたDX戦略の策定・ 業務オペレーションへのAIの“滑らかな埋め込み”・ 現場での実装・運用までの一貫支援・ AI及びAIエージェントを組み込んだ商品/サービス/システム開発の支援・ 組織変革・人材育成を含む持続的な変革体制の構築
資本金	10百万円
設立年月日	2026年1月30日
大株主及び株主比率	当社100%

(連結子会社の事業休止)

当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるKaizen Platform USA, Inc. (以下「Kaizen USA」) の全事業を休止することにつきまして決議いたしました。

(1)事業休止の理由

当社は、米国市場における競争環境の変化や収益性の改善を目的に、Kaizen USAが展開している事業の再構築を進めて参りました。その一環として、前期において、米国事業の人的リソースおよび顧客契約の一部を、Septeni America社へ移管いたしました。当該移管後も、当社グループの事業ポートフォリオ最適化について、慎重に検討して参りましたが、今後における米国での事業拡大や収益性向上の不確実性は高いと判断し、休止することといたしました。今後は経営リソースを日本国内へ集中させ、グループ全体でのさらなる収益拡大を目指してまいります。

(2)当該子会社の概要

名称	Kaizen Platform USA, Inc.
所在地	米国カリフォルニア州
事業内容	米国におけるプロフェッショナルソリューションの展開

(3)子会社に属する役職員及び資産等の取り扱い

Kaizen USAに現在所属している役職員は、当社からの出向契約に基づくものであるため、事業休止後も当社に所属となります。なお、今回の事業休止に伴う資産等の処分による損益への影響は軽微であります。

(4)日程

取締役会決議日：2026年2月13日

事業の休止日：2026年3月31日(予定)

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から)
(2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	1,773,804	1,773,804	1,773,804	△1,454,604	△1,454,604
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	2,712	2,712	2,712		
新株の発行（新株予約権の行使）	555	555	555		
自 己 株 式 の 取 得					
当 期 純 利 益				51,845	51,845
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	3,267	3,267	3,267	51,845	51,845
当 期 末 残 高	1,777,072	1,777,072	1,777,072	△1,402,759	△1,402,759

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当 期 首 残 高	△67	2,092,938	－	－	2,092,938
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行		5,425			5,425
新株の発行（新株予約権の行使）		1,110			1,110
自 己 株 式 の 取 得	△9	△9			△9
当 期 純 利 益		51,845			51,845
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			486	486	486
当 期 変 動 額 合 計	△9	58,370	486	486	58,856
当 期 末 残 高	△76	2,151,309	486	486	2,151,795

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

・ その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業組合に対する出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。

ただし、建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 2年～8年

②無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（3年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

連結注記表1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等と同一であるため、当該項目をご参照ください。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なセグメントにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. プロフェッショナルセグメント

プロフェッショナルセグメントとしてコンサルティング、クリエイティブ制作、BPOなどの専門サービスを通じて、企業のDX（注）推進を総合的に支援しております。

当セグメントにおける提供サービスは主として施策実行体制や制作体制を履行割合型の準委任契約で役務提供するものとなります。履行割合型の準委任契約による取引については、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

一部のWebサイト制作や動画制作は成果完成型の準委任契約または請負契約での役務提供となっております。成果完成型の準委任契約または請負契約による取引については、制作物を顧客へ引き渡すことが履行義務であり、制作物の納品時点で収益を認識しております。なお、動画制作やWebサイト制作においては、一定の期間にわたり履行義務が充足されるものと判断しておりますが、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いことから、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ロ. クラウドセグメント

クラウドセグメントとして当社独自のクラウドサービスを通じて、Webサイトや業務ツール、コミュニケーションプラットフォーム上での顧客体験の最適化を支援しております。

当セグメントにおける提供サービスはクラウドサービスや成果報酬型サービスを期間に応じて準委任契約で役務提供するものとなります。契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、時間の経過や利用従量及び成果の発生に応じて履行義務が充足されると判断し月次で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

連結注記表2. 会計方針の変更に関する注記と同一であるため、当該項目をご参照ください。

3. 会計上の見積りに関する注記

・繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産

38,816千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表3. 会計上の見積りに関する注記と同一であるため、当該項目をご参照ください。

・関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
関係会社株式 1,351,261千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式については、取得原価をもって貸借対照表価額としています。関係会社株式の評価は、超過収益力を反映した実質価額を帳簿価額と比較し、実質価額の著しい低下の有無を判定しております。実質価額が著しく低下した場合には相当の減損処理を行っておりますが、回復する見込みがあると認められる場合には減損処理を行わないことがあります。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の関係会社の業績が見積りと異なる場合、翌事業年度の計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 37,757千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分掲記されたものを除く）は次のとおりであります。

短期金銭債権	11,392千円
短期金銭債務	19,071千円

(3) 財務制限条項

連結注記表 4. 連結貸借対照表に関する注記と同一であるため、当該項目をご参照ください。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 7,785千円

売上原価 219,778千円

営業取引以外の取引高 39,768千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 4,111株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 3,423千円

未払賞与 5,042千円

敷金及び保証金 3,778千円

減価償却超過額 19,100千円

減損損失 36,925千円

繰越欠損金 313,155千円

その他 23,667千円

繰延税金資産小計 405,094千円

評価性引当額 366,063千円

繰延税金資産合計 39,031千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円) (注6)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Kaizen Platform USA, Inc.	直接100.0%	役員の兼任 資金の借入 業務受託料の受取	資金の借入(注1)	-	関係会社長期借入金	1,158,544
				利息の支払	22,321	関係会社未払	5,840
				業務受託料(注2)	14,832	その他流動資産	3,705
				経費立替・債権回収(注3)	10,107	その他流動資産	2,092
				経費立替・回収債権の精算(注3)	-		
子会社	(株)Kaizen Tech Agent	直接100.0%	役員の兼任	経費立替・債権回収(注4)	44,954	関係会社未払	4,853
				経費立替・回収債権の精算(注4)	52,122		
子会社	(株)Kaizen Tech Agent	直接100.0%	役員の兼任	債務被保証(注5)	314,324	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の借入については、期中の借入総額を記載しております。借入金利は市場金利を勘案して決定しております。
2. 業務受託料については、業務の内容を勘案し、両社が協議して決定した契約に基づいて金額を決定しております。
3. (株)Kaizen PlatformによるKaizen Platform USA, Inc.の経費立替及びKaizen Platform USA, Inc.による(株)Kaizen Platformの債権回収が実行されたことにより発生しております。精算額はKaizen Platform USA, Inc.から(株)Kaizen Platformに対するものとなります。
4. Kaizen Platform USA, Inc.による(株)Kaizen Platformの経費立替及び(株)Kaizen PlatformによるKaizen Platform USA, Inc.の債権回収が実行されたことにより発生しております。精算額は(株)Kaizen PlatformからKaizen Platform USA, Inc.に対するものとなります。
5. 債務被保証については、(株)Kaizen Platformの銀行借入金に対して(株)Kaizen Tech Agentから債務保

証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

6. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

- (2) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表7. 収益認識に関する注記と同一であるため、当該項目をご参照ください。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 126円48銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 3円05銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

(子会社の設立)

連結注記表9. 重要な後発事象に関する注記と同一であるため、当該項目をご参照ください。

(連結子会社の事業休止)

連結注記表9. 重要な後発事象に関する注記と同一であるため、当該項目をご参照ください。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

株式会社Kaizen Platform

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原	山	精	一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池	田	洋	平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Kaizen Platformの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Kaizen Platform及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上